

るシステムとこれが出来得る担当警察官の教育体制を作ってください。

- ② 法務省、人権擁護の関係では、すべてのオウム真理教の信者、元信者が罪を犯したとか、一般国民とは全く異なった異常な存在であるといった偏見が増えてしまうことが、相応に止めることができました。

思うに、今次、統一教会2世を初め、破壊的カルトにからめとられた家庭の子どもらの心理的安定、社会復帰の道を確保していくためには、親が入ったままである場合には、より精緻かつ心理状態に配慮した支援が必要であることは間違いありません。

オウム真理教の場合は、団体規制法の関係で公安調査庁職員が家族対応をし、また観察処分等の調査のため、現役メンバーと対する場面が多かったものでした。

ですが、統一教会その他の破壊的カルトの場合は、そのような事態はないものと思われます。報道によれば少年鑑別所を母体とした全国52か所の鑑別所にある「法務少年支援センター」を元として対応する案が出ているようですが、それは例えば「虐待心理被害・法務支援センター」とでも別の名前に変えて、電話と面談体制をとる、18歳や20歳以上の被害者にも対応できるようにする、非行問題ではないのですから当該専門職員への教育体制を作るということとしてこそ、有効と存じます。形ばかりの電話相談窓口に止まらない体制をとられるよう希望します。

- ③ 文部科学省の関係では、オウム真理教の場合は、児童の小学・中学への復学ができ、また年齢を重ねてしまった者は、夜間中学に入ることができるなどして、社会復帰と健全な社会人となる助けとなりました。各学校、教諭のカルト心理、脱会者心理について、詳細に教示する資料を用意できればより良かったと思います。

統一教会その他の2世の場合は、高等教育が受けられなかった、正式な大学に行けなかったといった事態が多いかと存じます。そこで、文部科学省及びこども政策、孤独・孤立対策担当内閣府特命大臣にあっては、年齢にこだわることなく、進学を望む若者につき奨学金を拡充しつつ給付決定をするといった施策が有効だと確信します。どうぞ検討下さい。

- ④ 総務省の関係では、オウム真理教にあって、各自治体においてオウム真理教問題と信者心理について相応の認識が得られ、相談あった場合の教示、各所の専門家への紹介がなされました。信者でない親に、子どもの居所、状態が伝えてもらえたこともあり、幸いでした。

今次の統一教会や他の破壊的カルト対応においては、むしろメンバーである親に知ら

れないままに、対応すべきである場合が多々あると存じます。市役所等にも子ども自身からの相談窓口を作るよう、そのカルト問題の研鑽を積むよう、ご指導ください。その際、行為能力を持たない未成年であっても、意思能力が見られる限り、児童相談所などとタイアップしての対応をされたくお願い申し上げます。

⑤ 厚生労働省の関係では、精神科医療での対策・充実が重要です。

オウム真理教にあっては、精神科病院が独自で、また児童相談所・児童養護施設と当会関係者がタイアップして、オウム真理教の修行、薬物等によるとみられる解離性人格障害や統合失調症の発症などにつき相応に適切に対応されたこともありました。うち東京都は、日本脱カルト協会発行の「心の健康づくりハンドブック」を精神科医に配布してくれました。

どの破壊的カルトにおいても、脱会者は、「心にポツカリ穴があく→ひどい自己嫌悪に陥る→教祖や教団を恨む→どこかでこれらを乗り越える」という経過を踏むものであり、その後になって初めて社会復帰ができるものです。

オウム真理教の場合は、この鬱状態にあって約3分の1は精神科病院の診療を受け、その少なくない者は入院に至った感があります。また、後のフラッシュバックによるのか、先々を考えての絶望によるのか判然としませんが、仕事もしっかり数年間続けてきた後に自死した者もあり、脱会者らからは誰々も死んだ、死んだという話を聞く状況であって、相当数が自死していると思われます。

これらの事態は、他の破壊的カルトにあっては、そうは変わるものとは思えません。つきましては、今次の統一教会やその他のミニカルトを含む破壊的カルトにあっては、広く精神科医に対し、カルトメンバーの心理と脱会後の心理状況についての一般的な知見を高める体制をとって下さるようお願い申し上げます。

⑥ 同じく厚生労働省^省の関係では生活保護の適用関係が重要です。

オウム真理教の場合、脱会者は全額を布施した後に出てきたものであり、生きていくことができるか自体の心配も脱会の障害となっていたところ、スムーズに生活保護が適用されました。これは極めて有用でありこれがなければともかく雨露をしのげる場所がオウムの施設しかないことから、信者にあって脱会の意思をもってできないままの者も多くいたと思われます。

この事態は、今次の統一教会における2世問題と類似する処が多々あると思われます。厚生労働省にあっては、各自治体の生活援護課などにおいて、若者から「親が統一教会から抜けず家を出てきた、どうしたらよいか」といった相談があるとき、「親と

よく相談して」「自治体としては親に連絡する外ない」などとして切ることなく、破壊的カルトの実態を理解されつつ、居住場所の確保と生活の糧の確保につき、丁寧かつ機動的な対応ができるように措置を取られるよう求めます。

また、⑤及び⑥の関係にあつて、児童相談所・児童養護施設の体制拡充、タイアップの体制も確立していただけるよう求めます。

- ⑦ 厚生労働省の関係では、再就職の問題も重要です。オウム真理教にあつては、履歴書の中に長年の空間をあける外ない方もいて苦慮されたところ、相応に適切な指導がなされたこともありました。

厚生労働省にあつて、ハローワークその他に統一教会の2世らが訪れた時には、給付金ある職業訓練その他も紹介しつつ、便宜を図るよう求めます。

- ⑧ 外務省関係でも、破壊的カルト問題は関係します。

オウム真理教にあつては、1995年3月、教祖麻原彰晃が出国しようとしたときどう対応するかが課題となり、その後もオウム真理教の出家者、幹部の出国のこと、また真実に脱会した後も国によっては入国できないという問題がありました。ロシア外、他国からの情報入手も、もちろん課題でした。

今次の統一教会にあつては、韓国に約6000人いるという、統一教会の指示に従い韓国人男性の妻となっている日本人妻と、その子どもが課題となります。日本大使館などにおいて相談窓口を作るなどして、今後、帰国の便宜を図っていかねばならないことは確実です。子どもの福祉体制についても、さまざまな創意工夫を期待します。

6 カルト立法の課題があります。

洗脳とマインド・コントロールに基づく「支配と服従」の関係を成立させ、隠された目標を実現するためには違法行為も繰り返してする集団、すなわち破壊的カルト集団の問題と、宗教問題は別の事柄です。

あわせて、「果てしなく信じる」ことを本質とする宗教として成立した破壊的カルトこそが、大規模に極端な違法行為に走ることは、統一教会やオウム真理教を見るに、明らかです。

このことについては、政教分離が徹底していると言われるフランスの「セクト対策立法」を参考とすることができますが、国民性や宗教事情が相当程度違うことも間違いありません。